

令和 8 年度

沖縄から 世界市場へ

県産品を、世界で稼げるブランドに
海外市場で継続的に稼ぐ仕組みづくり
を支援します。

稼ぐ海外展開モデル 支援事業補助金

- ・初めての海外展開でも相談可能
- ・海外販路づくりをサポート

詳細はホームページをご確認ください。

<https://okinawa-ric.jp/service/post-32-1.html>



お問い合わせ先：(公財)沖縄県産業振興公社 担当者：陳・渡嘉敷・登川・中本・古波蔵

TEL：098-859-6238 FAX：098-859-6233 ※対応時間（平日 9:00～17:00）

〒901-0152 沖縄県那覇市小禄 1831 番地 1（沖縄産業支援センター 4F）

E-mail：okinawahub@okinawa-ric.or.jp

 公益財団法人 沖縄県産業振興公社




令和8年度 稼ぐ海外展開モデル支援事業補助金

稼ぐ海外展開モデル構築支援

公募型

本補助金は、沖縄県内事業者が海外市場において継続的に収益を生み出すビジネスモデルの構築を支援し、海外での稼ぐ力の向上および県産品の販路拡大を図るとともに、自走化に向けた取組の費用の一部を補助するものです。 ※本支援は公募による採択とします。（採択数 10 社程度）

対象者

-  県内生産者
-  県内輸出事業者
-  コンソーシアム
県内生産者、県内輸出事業者、
県内支援機関等を代表事業者とし、
県外・海外流通事業者と連携して
事業を実施するコンソーシアム

対象地域

台湾、中国、香港、韓国、シンガポール、タイ、
ベトナム、マレーシア、フィリピン、北米、欧州、
豪州、その他知事が認める国・地域

実施期間

募集要領で定める。

支援内容・条件

補助率：4/5 以内
補助上限額：500 万円

県内企業の海外市場における継続的な収益確保に向けたビジネスモデル構築および販促活動に係る経費の一部を、4/5 以内を上限の範囲内で補助する。
公社担当による伴走支援あり。

補助対象経費

- 海外出展費、広告宣伝費、販売促進活動人件費等
- 謝金（通訳費等）
- 事務費（税を除く手数料、消耗品費、通信・運搬費（商品発送等）、翻訳費等）
- 商談等に係る渡航費及びバイヤー等招聘費
- 海外市場調査費
- 商品開発及び改良費等
- その他知事が必要と認める経費
（補助事業の目的達成に直接必要なものに限る）

※支援内容等の詳細については、公募を開始する際に別途公開する。
※交付決定前に支払った経費は補助対象外とする。

公募開始日について

公募開始日及び申請期限については、知事が定める日とし別途募集要領に定める。

報告書提出期限

事業完了日から起算して、30 日以内（土日・祝日含む）
または 2 月 19 日のいずれか早い日に必要書類一覧表で
指示された書類原本を持参又は郵送にて公社へ提出する。

申請にあたっては、事前に沖縄県産業振興公社に電話またはメールにてお問合せ下さい。

※申請方法等の詳細については、
沖縄県産業振興公社 HP をご参照ください

<https://okinawa-ric.jp/service/post-32-1.html>






海外展開活動支援

都度申請

本補助金は、沖縄県内事業者の海外展開を広く支援するため、販売促進活動にかかる費用の一部を補助します。

対象者

-  県内生産者
-  県内輸出事業者
-  コンソーシアム
県内生産者、県内輸出事業者、
県内支援機関等を代表事業者とし、
県外・海外流通事業者と連携して
事業を実施するコンソーシアム

支援内容・条件

補助率：1/2 以内
補助上限額：45 万円

県産品の海外展開活動の為、現地でのチラシ TV 雑誌、POP、WEB を媒体とした広告活動及び店頭での販促活動、海外での商談会参加や展示会への出展にかかる以下の経費について、1/2 以内を上限の範囲内で補助する。

補助対象経費

- 海外出展費** 出展料、会場設営費、装飾費、什器等リース料
- 広告宣伝費** ポスター・パンフレット・チラシ・リーフレット制作費、テレビ・ラジオ等放送メディアやバナー広告・新聞等紙媒体掲載料、店頭で商品の購買意欲を喚起するためのポップ制作費、SNS を活用したオンライン広告費
- 販売促進活動人件費** 商談会、イベント等に係る販売促進員の手配又は派遣費用
- 謝金** 商談会、イベント等に係る通訳の手配又は派遣費用、実演販売者（調理人等）、パフォーマー（伝統芸能関係者等含む）著名人等の手配又は派遣費用
- 運搬費** 商品発送等
- 翻訳費**
- その他** 補助事業の目的達成に直接必要なもの限り知事が必要と認める経費
※補助額は 1 回の申請につき 45 万円を上限とする。
※申請回数は当該年度内に 1 社（1 コンソーシアム）あたり年間 3 回までとする。
※販売促進員は 1 回の申請で 2 名までを補助上限とし、日当単価上限 8,000 円 / 人。
※SNS を活用したオンライン広告費について、45 万円（税抜）の 2 分の 1 以内を補助上限とする。
※交付決定前に支払った経費は補助対象外とする。

対象地域

台湾、中国、香港、韓国、シンガポール、タイ、
ベトナム、マレーシア、フィリピン、北米、欧州、
豪州、その他知事が認める国・地域

実施期間 ※下記の時期に実施が可能な活動とする。

2026 年 5 月 29 日～2027 年 1 月 31 日
（報告書最終提出日：2027 年 2 月 19 日）

※やむを得ない理由で実施期間を超える場合、申請前に事務局と相談すること。
※期間内であっても予算がなくなり次第、受付を終了する。

申請書提出期限

広告・イベント開始日から起算して 30 日前（土日・祝日含む）
までに、必要書類一覧表で指示された書類原本を持参又は郵送
にて公社へ提出する。

報告書提出期限

事業完了日から起算して、30 日以内（土日・祝日含む）
または 2 月 19 日のいずれか早い日に必要書類一覧表で
指示された書類原本を持参又は郵送にて公社へ提出する。